

「区政会議」の基礎知識

東住吉区役所



区政会議とは

区長が、区の施策・事業について、その**計画段階**から幅広い区民の方々の意見を聴き、適宜**区政に反映**させるための会議です。

【参考】

区政会議の運営の基本となる事項に関する条例

第2条

「この条例において「区政会議」とは、区長、区シティ・マネージャー及び教育委員会事務局区担当教育次長（以下単に「区長」という。）の所管に属する施策及び事業（以下「基礎自治に関する施策等」という。）について、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する会議をいう。」

次のような事項についてご意見をお聴きします。

① 区の運営方針の策定

② 区の予算（事業計画）

③ 区の運営方針の評価

④ 区の総合的な計画（区将来ビジョン・まちづくりビジョンなど）

+

⑤ その他区長が必要と認める事項

いただいたご意見に対し区長は…

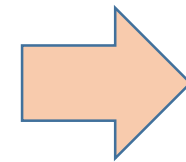
区政会議における委員の意見を勘案し、必要があると認めるときは、その権限の範囲内において適切な措置を講じることとされている。

このようなご意見をお待ちしています！

- 区役所が行っている取組み、こんな工夫をしたらよくなるのでは？
- 区役所が行おうとしている改善策、少し違うのでは？

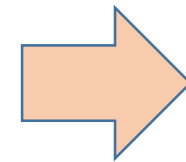
（参考）いただいたご意見の区の施策・事業への反映事例

広報東住吉「なでしこ」の全戸配布



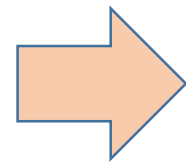
令和2年度
対応済

東住吉区まちづくりビジョンの策定



令和2年度
対応済

東住吉区将来ビジョンの策定
(2021－2025)



令和2年度
対応済

定 員

東住吉区の定員は 1 8 人（区によって異なります）

構 成

- ・ 地域団体より推薦を受けた委員（6 人）
- ・ 地域企業・教育機関より推薦を受けた委員、学識経験者等（6 人）
- ・ 公募により選定された委員（6 人）

議長・副議長

議長・副議長は委員の互選により選任します。

任期・再任の制限

- ・ 任期は 2 年（今回の任期は令和 3 年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日）
- ・ 3 期連続で就任することはできません。

本会議

少なくとも年3回開催予定（定数の半数以上の委員の出席が必要）

部会

- ・委員は「子育て教育部会」または「安心つながり部会」のいずれかに所属
- ・「まちづくりビジョン部会」は希望者のみ所属（他部会と兼務）

子育て教育部会

子育て、教育支援・地域活性化に向けた取組みに関する事項

安心つながり部会

防災防犯・区民相互の交流活動・健康づくり・地域福祉に関する事項

まちづくりビジョン部会

まちづくりビジョンにおける4つのめざす暮らしのあり方に関する事項

本 会 議	会議回数	年 3 回以上
	会議運営	議長・副議長を設置し、会議は議長が運営する
	その他	・「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」第 7 条に議長を含む委員の定数の 2 分の 1 以上の委員の出席が必要と規定されている ・各部会の総括の場合

子育て教育 部会	会議回数	必要に応じて開催
	会議運営	部会長を設置し、会議は部会長が運営する
	その他	・アドバイザーを設置することができる ・検討項目のテーマは、部会で定める
安心つながり 部会	会議回数	必要に応じて開催
	会議運営	部会長を設置し、会議は部会長が運営する
	その他	・アドバイザーを設置することができる ・検討項目のテーマは、部会で定める
まちづくり ビジョン部会	会議回数	事業者の提案等により随時開催
	会議運営	部会長は設置せず、区役所が会議運営を行う
	その他	・アドバイザーを設置することができる ・令和 3 年 3 月に公表した「東住吉区まちづくりビジョン」における 4 つのめざす暮らしのあり方に関する事項についてより専門的な意見交換を行う

開催の周知

開催の1週間前までに開催日時・議題等を公表します。
(ホームページ掲載・報道発表・庁舎前への掲示)

傍聴・取材

- ・どなたでも傍聴することができます(定員:10名)。
- ・府議会議員・市議会議員が出席し、助言を行うことができます。
- ・マスコミの取材が入ることがあります。

会議録の公開

会議終了後、会議資料・議事録・主な意見と区の対応を区ホームページに掲載します。

区政会議は、**公開**で行われます。

2年間、よろしくお願いいたします。

